

市営住宅家賃減免要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市営住宅条例（昭和36年豊中市条例第20号。以下「条例」という。）第12条及び同条例施行規則（昭和36年豊中市規則第22号。以下「市規則」という。）第9条その他別に定めがあるもののほか、市営住宅の家賃の減免の実施について必要な事項を定めるものとする。

(減免の申込)

第2条 条例第12条各号に掲げる理由によって市営住宅の家賃の減免を受けようとする者は、家賃減免申込書を市長に提出しなければならない。

2 前項の家賃減免申込書には、収入を証する書類その他市長が必要と認める書類を添付しなければならない。

(減免の決定)

第3条 市長は、前条に規定する申込書を受理した場合は、その内容を審査し、申込人に対し、承認する場合にあっては家賃減免決定通知書により、承認しない場合にあっては家賃減免申込却下通知書により通知するものとする。

2 前項の承認には、条件を付することができる。

(減免を受けることができる者)

第4条 市長は、第2条の申込書を受理した場合において、申込人が次の各号のいずれかに該当するときは、これを承認するものとする。

(1) 条例第11条第2項に規定する収入の認定後（同条第3項の規定により更正したときは、その更正後をいう。）において生じた事由を考慮して収入を再認定した場合において、当該再認定した収入に基づく家賃の額が、当該市営住宅の家賃の額未満となるとき。

(2) 入居者の収入（公営住宅法施行令（昭和26年政令第240号。）第1条第3号に規定する収入をいう。以下同じ。）が80,000円以下であるとき。

(3) 入居者又は同居者が、住宅扶助（生活保護法（昭和25年法律第144号）第14条に規定する住宅扶助をいう。以下同じ。）の受給者で、支給される住宅扶助の額が当該市営住宅の家賃の額に満たないとき。

(4) 入居者が、単身で市営住宅に居住し、かつ、住宅扶助の受給者である場合において、当該入居者が入院のため当該住宅扶助を停止されたとき。

(5) 入居者又は同居者が病気にかかり長期にわたる療養を必要とし、又は災害により容易に回復し難い損害を受けた場合において、当該療養のために支出した、若しくは支

出すべき費用又は災害による損害額のうち市長が認定した額を、世帯収入（市長が認める範囲の収入をいう。）から控除した額が月額80,000円以下であるとき。

2 前項第2号の規定は、当該入居者又は同居者が次の各号のいずれかに該当する者のみである場合に限り、適用する。

- (1) 就労している者
- (2) 入居者又は同居者の配偶者（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情がある者を含む。）
- (3) 60歳以上の者
- (4) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校の学生、生徒又は児童
- (5) 義務教育就学前の者
- (6) 所得税法（昭和40年法律第33号）第2条第1項第28号に規定する障害者又は同項第29号に規定する特別障害者
- (7) 医師により就労困難であると判定された者
- (8) 生活保護法第6条第1項に規定する被保護者でない者
- (9) 第4号、第6号及び第7号に準ずる者として市長が特に認めた者

(減免を受けることができない者)

第5条 前条の規定にかかわらず、申込人が次の各号のいずれかに該当するときは、市長は減免の承認をしないものとする。

- (1) 入居者が、家賃又は駐車場使用料（以下「家賃等」という。）を滞納しているとき。
- (2) 入居者が、公営住宅法（昭和26年法律第193号）第32条第1項第1号及び第3号から第5号までのいずれかに該当するとき。
- (3) 入居者又は同居者が、市営住宅又は共同施設を適正に使用していないとき。
- (4) 入居者又は同居者が、市営住宅の管理に関し市長が行う指導又は指示に従わないとき。

(減免額)

第6条 市長は、第3条第1項の規定により家賃の減免を行う場合においては、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める額を減免するものとする。

- (1) 第4条第1項第1号に該当する場合 当該市営住宅の家賃の額と再認定した収入に基づく家賃の額との差額相当額
- (2) 第4条第1項第2号及び第5号に該当する場合 次の表の左欄に掲げる入居者の収入の区分に応じ、当該市営住宅の家賃の額と同表の右欄に掲げる率（以下「減免率」という。）を乗じて得た額（その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）

入居者の収入	減免率
0円の場合	0.5
0円を超え20,000円以下の場合	0.4
20,000円を超え40,000円以下の場合	0.3
40,000円を超え60,000円以下の場合	0.2
60,000円を超える場合	0.1

(3) 第4条第1項第3号に掲げる場合 当該市営住宅の家賃の額と支給される住宅扶助の額との差額相当額

(4) 第4条第1項第4号に掲げる場合 当該市営住宅の家賃の全額

(減免期間)

第7条 市長は、第3条第1項の規定により家賃の減免を行う場合においては、第2条に規定する家賃減免申込書を受理した日の属する月の翌月分の家賃から減免するものとする。

2 減免期間は、1年以内で市長が定める。

(減免の取消し)

第8条 市長は、第3条第1項の規定により家賃の減免の承認を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該減免の決定を取消すものとする。

(1) 偽りその他不正な行為により家賃の減免の承認を受けたとき。

(2) 第4条に規定する減免の理由が消滅したと市長が認めるとき。

(3) 入居者又は同居者が第5条第2号から第4号のいずれかに該当することとなったとき。

(4) 家賃等の滞納月数が3月を超えたとき。

2 市長は、前項の規定にかかわらず、減免決定取消対象者が次の各号の一に該当する場合は、前項の取消しを行わない。

(1) 入居者又は同居親族が疾病当で3月以上の療育を要し、多額の出費を余儀なくされているとき。

(2) 主たる生計維持者の死亡により家賃等の納付が困難であるとき。

(3) 不慮の災害により多額の出費を余儀なくされているとき。

(4) 誓約書等により納付の意思が確認できているとき。

(5) その他家賃等を納付しないことにつき特別の事情があると認められるとき。

3 第1項の取消しは、家賃減免決定取消通知書により通知するものとする。

4 家賃減免決定取消後の家賃額は、前項の通知日の属する月の翌月の家賃から適用するものとする。

(申込書等の様式)

第9条 この要綱による申込書その他の書類の様式については、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成10年4月1日から適用する。
- 2 平成10年5月31日までに家賃減免申込書を受理したものについては、第7条第1項の規定にかかわらず、市長は、平成10年4月分の家賃から減免することができる。

附 則 (平成13年4月1日一部改正)

- 1 この要綱は、平成13年4月1日から適用する。

附 則 (平成18年10月1日一部改正)

- 1 この要綱は、平成18年10月1日から実施する。

附 則 (平成27年4月1日一部改正)

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から実施する。

附 則 (平成28年9月20日一部改正)

- 1 この要綱は、平成28年10月1日から実施する。

附 則 (平成30年2月14日一部改正)

- 1 この要綱は、平成30年2月14日から実施する。